



※このフロー図は、あくまで制度の概要を示すものであり、必ずしも全員がフロー通りの制度に該当するとは限りません。各制度の資料や授業料免除のしおりをご一読の上、ご自身がどの制度に該当しているかご確認ください。

問合せ先：茨城大学スチューデントライフサポート室 (shien\_soudan@ml.ibaraki.ac.jp)

## 私費外国人留学生

(※「私費外国人留学生」は日本国の法律(「出入国管理及び難民認定法」)に定められる在留資格が「留学」の者。在留資格「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の者は、日本人学生のフローをご確認ください。)

令和8年4月時点で

学部又は修士(博士前期)課程に在籍している

博士後期課程に在籍している

大学から「令和8年度学費免除適格者について」という件名のメールを受け取っている

※メール配信は3月中旬を予定しています。

次の選択肢がYes/Noいずれの場合でも  
申請期間は3月中旬～4月中旬となります。  
具体的な日程は別途、メールにてお知らせします。

大学独自制度(免除・徴収猶予)

⑦ 私費外国人留学生用しおり  
博士後期課程

Yes

No

大学独自制度(免除)

⑤ 私費外国人留学生用しおり  
学費免除適格者である者

大学独自制度(徴収猶予)

⑥ 私費外国人留学生用しおり  
学費免除適格者でない者

[提出書類のしおり及び様式は、  
大学HPに掲載しています。](#)



※このフロー図は、あくまで制度の概要を示すものであり、必ずしも全員がフロー通りの制度に該当するとは限りません。各制度の資料や授業料免除のしおりをご一読のうえ、ご自身がどの制度に該当しているかご確認ください。

問合せ先：茨城大学スチューデントライフサポート室 (shien\_soudan@ml.ibaraki.ac.jp)